

## 46 一八八八年の医学校処分について

黒澤嘉幸

明治二十一年に文部省は医学校の整理を行い、千葉、仙台、岡山、長崎、金沢の各医学校を高等中学校医学部とし、京都、大阪、愛知の各医学校を特許医学校として残し、その他は地方税によって医学校を設立することを禁じたため、その他の府県立医学校はすべて廃止されることになった。

この処置に対する功罪論としては、長与専斎の著した『松香私志』の一文が有名である。しかしながら、当時彼は内務省衛生局長兼元老院議官の地位にあって、本制定にかかわる有力者であつた点を考えた場合、若干の疑義を抱かざるを得ない。

そこで制定の趣旨、長与専斎の意見、他者の功罪論等を比較し、本処分の根據となる勅令四十八号「府県立医

学校費用ハ二十一年度以降地方税ヲ以テ支弁スルヲ得ス」制定の前後の状況について検討を行った。前述各論の要旨は次のとおりである。

明治二十年九月二十一日および二十二日の両日、元老院會議は前記勅令の案を審議したが、その際内閣委員、法制局参事官の水野遵は提案の趣旨を大要次のとおり述べている。

医師の地方における過不足如何は内閣において充分に調査したところ、当該官吏の言によれば二、三年前から地方からの医師依頼に應ずるに余りある状況で、もはや地方税でこれを養成する必要を感じない。

そのうえ、医学の進歩がいちじるしいので田舎の医学校を卒業した位では、その学業が陳腐である。したがつて東京に出て修学し、帰郷開業するものも少なくないのである。

また、衛生局も全地方における医師の充足は充分であり、庸医はない方が良いといっている。

すなわち本案は費用節減のためだけではなく、地方の医学を高尚にするとともに、一年の経費が六千円や七千

円の微々たる医学校は今日もはや益なしと考えているためである。

次に長与専齋の意見であるが、その著『松香私志』の中でこの処分欠陥を次のように指摘している。

多数の医学志願者はこの改正により就学が不便となり、設備不全の私立学校に入学したり、あるいは開業医に就いて無規律の独習をして、ひたすら内務省所管の医術開業試験及第を期待するようになり、今日の退勢を招いたのである。

また大学および高等中学校医学部、特許医学校の養成する医師数では全国の医師需要に応じ切れないので、医術開業試験のレベルを下げ及第者の増加をはかった。

このため医学の進歩に適応してゆくことが出来ず、地方一般の医界は学術浅薄に流れるようになった。この欠陥を是正するためには規則正しい医学校を増置して、ととく医学志願の者を收容し、一面には開業試験の程度をすすめて純正な国家的試験に適應させ、一般医師の学術を積極的な方針に転じさせなければならない。

一方、『海軍衛生制度史』はこのあたりの事情について、

『松香私志』の文を引用して次のように評価している。

この処分の結果、医学志願者の多くは設備不完全な私立医学校に入り、あるいは開業医の門下に入って無規律の独習を行い、内務省の医術開業試験及第を期待するようになった。

このため明治二十一年以後においては、開業試験により学術浅薄にして無経験な小壮医師多数を出したが、一方官立医学校から漸次優良な卒業生を出すようになったので、海軍軍医学校において特に軍医生徒を養成する必要がなくなり、明治二十四年から私費生徒の召募を中止したのである。